

弥彦村議会基本条例（素案）に対する意見内容と議会の考え方

*パブリックコメントで頂いたご意見、ご質問を議会基本条例特別委員会で検討した結果、以下のとおりに回答いたします。

通しNo.	意見の種別	該当箇所 (条)	意見内容	議会の考え方	条文修正 の有無
1	質問	全体	この条例を制定することにより、村民にどのようなメリットがありますか？ 具体的な例を挙げて説明して下さい。	ご質問いただき、ありがとうございます。 議会報告会及び意見交換会の実施により、これまでよりも開かれた議会、透明性のある議会となり、福祉の向上や村政への住民参加が広がります。	—
2	意見・感想	前文	最初の3行は、観光関連の内容で弥彦地区がメインである。村全体のことを謳うべきではないか？	ご意見いただき、ありがとうございます。 決して弥彦地区をメインに考えたわけではなく、村全体のイメージを盛り込み、簡潔にまとめたものとしてご理解ください。	—
3	意見・感想	第2条 第5項	②弥彦村に通勤又は通学する者、③弥彦村に所在する法人その他の団体を含めることは好ましいことと思います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 村に住所を持った方だけでなく、村に関わる全ての方々の意見を聞く為に、議会としてこの項目を盛り込むべきと考え、条文に載せました。	—
4	意見・感想	第5条 第1項	議会は「議員相互の自由闊達な討議の場」 ぜひ、そのように期待しています。	ご意見いただき、ありがとうございます。 「議員相互の自由闊達な討議の場」を行うことで、住民を主体とした議会を目指します。	—
5	条文の修正	第5条 第3項	文中「村政の課題全般についての」⇒「村政の課題全般について、」にすべき。 ※村政の課題全般についての把握は可能か？	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、文章を訂正いたします。 住民との意見交換会をとおして、皆様の声を聴き、課題全般の把握に努めます。	有
6	意見・感想	第6条 第2項	「公聴会制度」「参考人制度」の活用は、ぜひ、 そのように心掛けていただきたいと思います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 会議規則を参考に条文に盛り込みました。 活用していくよう心掛けます。	—
7	条文の修正	第6条 第3項	主語が「委員は、」で始まるのであれば、第2条の定義にも“委員”を載せるべき。載せないのであれば、主語は「委員会は、」になる。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、6条3項の主語を「委員会」とします。	有

8	質問	第7条	議会報告会の開催時期、頻度、全ての議員が参加するののか否かを教えて下さい。	ご質問いただき、ありがとうございます。 全議員での参加とし、年1回以上の開催に努めます。	—
9	意見・感想	第8条 第2項	村民との意見交換会の開催は、大変でしょうが必ず開催していただきたい。	ご意見いただき、ありがとうございます。 年1回以上の開催に努めます。	—
10	意見・感想	第9条	広報広聴調査会は、少人数の議会で作業量が大変と思いますが頑張ってください。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご期待に添えるよう努めます。	—
11	意見・感想	第10条	政策執行の監視及び評価は、大変と思いますが頑張ってください。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご期待に添えるよう努めます。	—
12	条文の修正	第11条	文中「村長等は、」は主語になるので、「村長等は、」から始まるべき。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り「村長等は、」を先頭に訂正します。	有
13	意見・感想	第12条	時により“修正動議”を出したり、“付帯決議”をすることも必要であり、執行部の認識も変わらなければならないと思います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 議会も、執行部に理解してもらえるような議員間討議に努めます。	—
14	条文の修正	第12条	文中「必要がある時は、」は手段になるので、「政策立案機能の強化に努め、」の後にくるべき。	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、文章を訂正します。	有
15	条文の修正	第13条 第2号	条文に“提案”の文字は無い。 「提案」⇒「策定」では？	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、13条1項の文中の「策定」を「提案」に変更します。	有
16	条文の修正	第13条 第6号	条文は「政策」で「政策等」でない。 “等”って何？	ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、「等」は削除いたします。	有
17	意見・感想	第13条	極めて大事なことで、村長は求めにより説明や資料提出に必ず必要があります。	ご意見いただき、ありがとうございます。 議会として執行部には、協力、理解を求めて議会基本条例を創ります。	—

18	条文の修正	第14条 第2項	解説文から、第2項は【地方自治法第101条⑦】に記載されているとのことから、条例でなく、規則に載せるべきではないのか？	ご意見いただき、ありがとうございます。 解説文にあるように、本議会前に十分に議案の内容を吟味する必要があるため、条文に載せましたが、あくまで要望の範疇です。 条例制定後、弥彦村議会会議規則にも載せるよう見直したいと考えています。	無
19	意見・感想	第14条	議案配布を3日前から7日前までに改めることは、良いことだと思います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 おっしゃる通りで、本議会前、議案内容を十分に吟味するため7日前までとしました。	—
20	質問	第15条	“村政調査研究会”とはどういうものなのか？必要なものなのか理解できません。	ご質問いただき、ありがとうございます。 村政調査研究会とは、村への政策提言がスムーズに行われるよう、村民からの意見や要望等を調査、研究するものです。 必要な事であり、条文に入れました。	—
21	意見・感想	第16条	議員間討議は大切なことで、ぜひ、活発にやっていただきたい。	ご意見いただき、ありがとうございます。 自由闊達な議員間討論を行います。	—
22	意見・感想	第18条	この条例に沿って議会活動を展開することになると、事務局の機能強化が欠かせません。 1名の増員が必要と思います。	ご意見いただき、ありがとうございます。 条例制定後、実際に活動していく中で、状況判断してまいります。	—
23	質問	第19条	第19条についてですが、検証期間や検証方法を教えて下さい。例えば、検証方法として私達住民の意見を聴く機会も設けるのですか？また、この検証結果は公表しないのでしょうか？	ご質問いただき、ありがとうございます。 村民皆様の条例です。社会情勢を鑑みながら村民等との意見交換を行い、条例に対する意見を反映させます。 併せて検証結果の公表も行います。	—